

甲欄  
乙欄

所 属		職 名	住 所	氏 名	姓 名	整理 番号							
			(郵便番号 100 - 2101) 東京都小笠原村3-2-16	(フリガナ) コダマ ショウキチ 小玉 昭吉 (生年月日 明・大・昭) 〇 〇 年 12 月 4 日		a000							
区 分	月 日	支 給 日	総 支 給 金 額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算 出 税 額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額			
										同 上	の 税 額	に つ	づ
1	1	25	426,000円	71,688円	354,312円	0人	12,830円	0円	12,830円	同 上	の 税 額	に つ	づ
2	2	25	2,742,724	78,638	2,664,086	0	784,232	0	784,232	同 上	の 税 額	に つ	づ
3	3	25	525,000	71,985	453,015	0	22,050	0	22,050	同 上	の 税 額	に つ	づ
4	4	25	614,862	72,180	542,682	0	36,760	0	36,760	同 上	の 税 額	に つ	づ
5	5	25	2,789,549	78,704	2,710,845	0	803,329	0	803,329	同 上	の 税 額	に つ	づ
6										同 上	の 税 額	に つ	づ
7										同 上	の 税 額	に つ	づ
8										同 上	の 税 額	に つ	づ
9										同 上	の 税 額	に つ	づ
10										同 上	の 税 額	に つ	づ
11										同 上	の 税 額	に つ	づ
12										同 上	の 税 額	に つ	づ
計			① 7,098,135	② 373,195	6,724,940		③ 1,659,201						
賞 与 等							(税率 %)						
計			④ 0	⑤ 0	0		⑥ 0						
給 料 ・ 手 当 等										区 分	金 額	税 額	
賞 与 等										給 料 ・ 手 当 等	①	③	
計										賞 与 等	④	⑥	
計										計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額										給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)	
所得金額調整控除額(※) (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0										所得金額調整控除額(※)	⑩		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)										給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪		
社会保険料等										社会保険料等	⑫	配偶者の合計所得金額 (円)	
申告による社会保険料の控除分										申告による社会保険料の控除分	⑬	(円)	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分										申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	旧長期損害保険料支払額 (円)	
生命保険料の控除額										生命保険料の控除額	⑮	(円)	
地震保険料の控除額										地震保険料の控除額	⑯	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額	
配偶者(特別)控除額										配偶者(特別)控除額	⑰	(円)	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額										扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	⑬のうち国民年金保険料等の金額	
基礎控除額										基礎控除額	⑲	(円)	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)										所得控除額の合計額	⑳	(円)	
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額										差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑	(1,000円未満切捨て)	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額										(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉒		
年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)										年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)	㉓		
年調年税額(㉓×102.1%)										年調年税額(㉓×102.1%)	㉔	(100円未満切捨て)	
差引超過額又は不足額(㉔-⑧)										差引超過額又は不足額(㉔-⑧)	㉕		
超過額										超過額	㉖		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額										未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘		
差引還付する金額(㉕-㉗-㉘)										差引還付する金額(㉕-㉗-㉘)	㉙		
同上的										同上的	㉚		
本年中に還付する金額										本年中に還付する金額	㉛		
翌年において還付する金額										翌年において還付する金額	㉜		
不足額										不足額	㉝		
本年最後の給与から徴収する金額										本年最後の給与から徴収する金額	㉞		
翌年に繰り越して徴収する金額										翌年に繰り越して徴収する金額	㉟		

令和04年分  
給与所得に対する源泉徴収簿